

## あんしんセキュリティ サービス契約約款

この「あんしんセキュリティサービス契約約款」（以下『本約款』とします）は、株式会社ディーネット（以下『当社』とします）が販売する「あんしんセキュリティ サービス」（以下『当サービス』または、『あんしんセキュリティ』とします）の利用者である法人及び団体（以下『契約者』とします）と、当社の間において、当サービスの利用に関する一切の関係に対して適用し、当社が販売する当サービスの利用を目的とする契約の内容及びその申込み方法等について定めます。

当サービスは、後述にある『利用規約』に則り提供することとします。また、本約款は『利用規約』よりも優先する契約条項と位置付け、本約款及び、利用規約の両方に同様の内容が記載されている条項については、本約款を優先します。また、利用規約については、その時点での最新の版が適用されることとし、本紙に付帯掲載している利用規約から更新が有る場合があります。その場合は、更新された最新の版を適用することとします。

利用者である契約者は利用契約の申込み前に必ず本約款及び、利用規約の内容を確認し、利用契約の申込みを行うに際しては本約款及び、利用規約を承諾したものとします。したがって、当サービスの利用は、本約款及び、利用規約の内容を契約者が承諾している事を前提としています。

### 第1節 総則

#### 第1条（契約約款の適用）

当社は、本約款を定め、これに基づきサービスを提供します。また、当社が適宜定めた通知手段を用いて、随時、契約者に対して発表される諸規定は、本約款の一部として構成されるものとし、契約者はこれを承諾することとします。また、「通知」は、特定の契約者を対象とした個別通知以外に契約者全体に対する、当社 WEB などを利用した「発表」もこれに含めるものとします。

#### 第2条（約款の変更）

当社は、契約者の了承を得ることなく本約款、及び利用規約を変更することがあります。契約者はこれを承諾するものとします。この変更は14日前までにその旨を契約者に当社の提供する手段により通知又は発表するものとします。この場合には料金その他の提供内容及び提供条件は変更後の最新の約款によります。

#### 第3条（用語の定義）

- あんしんセキュリティエージェントソフトウェア：日本事務器株式会社（以下、「運営者」とします）が提供する、契約者専用の仮想または物理サーバに対して導入された、当サービスを利用するためのエージェントソフトウェア。
- 接続方式：契約者の利用するあんしんセキュリティエージェントソフトウェアが導入された端末を、他社の接続設備を経て接続すること
- 利用契約：利用者が当社から本約款に基づく当サービスの販売を受けるための契約
- 契約者：当社と利用契約を締結している法人及び団体
- あんしんセキュリティシステム：当社、及び運営者が提供する、当サービスを提供するためのコンピュータとネットワーク、それらを制御するソフトウェア、及び運用体制のこと
- 機密情報：下記のことをいいます
  - 当社及び契約者が相手方に対して提出した書類（メール含む）
  - 打ち合わせ等によって知った当社及び契約者の営業、財務、人事、技術、個人情報（経済産業省が定めた範囲、以下同じ）についての一切の情報
  - 当社、運営者、及び契約者が相手方に対し当サービスを遂行するに際し、知り得た一切の情報
- 機密資料：機密情報であり、且つ「紙」「データ」「電子媒体」。
- 従業員：正社員、契約社員、嘱託社員、派遣社員、パート、アルバイト等従業員者
- あんしんセキュリティ：当社及び、運営者が提供する当サービス（運営者における呼称は「サーバーセキュリティあんしんプラス」）のことであり、セキュリティ対策サービスのことである

#### 第4条（当サービスの基本サービス）

- 当社は、第3条第9項記載の提供事業者が提供するサービスを、基本サービスとして契約者に販売します。
- 基本サービスにて提供するサービス内容の詳細は、別に定めるもの（以下、サービス仕様書）とします。また、サービス内容の詳細は、当社が必要と判断した場合、契約者の承諾なしに変更することがあります。

#### 第5条（基本サービスにおけるあんしんセキュリティエージェントソフトウェアの再起動）

当社専有サーバサービスをご利用の場合、本条項が適用されます。

- 契約者の依頼による1台の当社専有サーバサービス用サーバの仮想的な電源OFF/ON作業については、第29条（サポート）に規定するサポートとして1ヶ月あたり10回まで無償で行うものとします。
- 前項に定める1台の当社専有サーバサービス用サーバの仮想的な電源OFF/ON作業が1ヶ月あたり11回以上発生した場合は、第30条（料金等）に定めるその他費用として、契約者へ11回以上発生した回数に応じた費用を1ヶ月毎に請求するものとします。

#### 第6条（IPアドレス）

当社専有サーバサービスをご利用の場合、本条項が適用されます。

- 当社は、当サービスの提供に際して、当社が割り当てる権限を有する特定のIP（Internet Protocol）アドレスを当社専有サーバサービス用サーバに割り当てます。
- 当社は、前項において定めるところにより割り当てたIPアドレスを第17条において定める利用契約の成立以降に契約者に知らせます。
- 当社は、本条第1項において定めるところにより割り当てたIPアドレスを予告なく変更する場合があります。
- 契約者は、本条第1項において定めるところにより割り当てたIPアドレスを、他契約者の当サービスの利用を妨げる恐れがある

ため、契約者自身で変更することを禁止します。

#### 第7条（ドメイン名）

当社専有サーバサービスをご利用の場合、本条項が適用されます。

当社専有サーバサービス用サーバをドメイン名で利用することができるようにするため、別サービスであるドメインサービスを利用します。こちらを利用することでドメイン名にてサービスを利用することができます。

#### 第8条（あんしんセキュリティエージェントソフトウェアの管理）

1. あんしんセキュリティエージェントソフトウェアの管理権限（以下『ルート権限』とします）は、利用規約、またはサービス仕様書その他付帯資料に定める通りとします。

2. あんしんセキュリティエージェントソフトウェアについて次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当社は運営者からの指示、または当社の判断に則り、対応を行うこととします。

（1）あんしんセキュリティエージェントソフトウェアが故障し、これが正常に動作しないとき

（2）あんしんセキュリティエージェントソフトウェアが第三者によって不正にアクセスされる等の危険性が生じたとき

（3）あんしんセキュリティエージェントソフトウェアが第三者によって不正にアクセスされ、その基本ソフトウェア又はその他の機能が不正に変更されたとき

（4）あんしんセキュリティエージェントソフトウェアがコンピュータウィルスに感染したとき

3. 契約者のコンテンツが原因の第三者からの不正アクセスやコンピュータウィルスに感染した時は契約者が責任をもって対処することとする。但し、場合によっては当社が強制的に介入しあんしんセキュリティエージェントソフトウェア停止等の対処することがあります。

4. 当社は、あんしんセキュリティエージェントソフトウェアに保存されたデータ等について、その毀滅に備えてあらかじめその複製を行いません。また、何らかの事由により毀滅した場合、これを復元しません。

5. あんしんセキュリティエージェントソフトウェアに保存されたデータ等は、あんしんセキュリティエージェントソフトウェアの機器故障等により毀滅する場合があります。契約者は予めそのことを承諾することとし、あんしんセキュリティエージェントソフトウェアに保存されたデータ等をバックアップ、文書化する等の然るべき対策を講ずることとします。

#### 第9条（当社が自発的に行う補修）

1. あんしんセキュリティエージェントソフトウェアについて前条第3項に掲げる事由が生じたときは、当社は、運営者からの指示、または当社の判断に則り、対応を行うこととします。

2. 当社は、前項に基づきあんしんセキュリティエージェントソフトウェアの補修を行う場合、補修の緊急性、重要性によっては、契約者に補修を行うことについての事前連絡及び事後連絡をしない場合があるものとし、契約者はそれを認めるものとし、

3. 当社は前項に基づきあんしんセキュリティエージェントソフトウェアの補修を行う場合、あんしんセキュリティエージェントソフトウェアの再インストールを行う場合があり、その場合における一切の動作保証、責務を負わないものとし、契約者はそれを認めるものとし、

#### 第10条（当社が契約者の依頼に基づき行う補修）

1. あんしんセキュリティエージェントソフトウェアについて第8条第3項に掲げる事由が生じた場合において、契約者がその補修を行うことができないときは、当社は運営者からの指示、または当社の判断に則った範囲で、当社に依頼することができます。

2. 当社は、前項に基づき契約者の依頼によってあんしんセキュリティエージェントソフトウェアの補修を行う場合、補修の緊急性、重要性によっては、契約者に補修を行うことについての事前連絡及び事後連絡をしない場合があることを契約者は認めるものとし、

3. 当社は前項に基づきあんしんセキュリティエージェントソフトウェアの補修を行う場合、あんしんセキュリティエージェントソフトウェアの再インストールを行う場合があり、その場合における一切の動作保証、責務を負わないものとし、契約者はそれを認めるものとし、

#### 第11条（パスワード等の管理）

1. 契約者は、当社が契約者に発行したユーザID及びパスワード（以下『パスワード等』とします）を善良な管理者の注意をもって適切に管理する責任を負うものとし、パスワードが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。また、パスワードを紛失した場合は速やかに当社に届け出るものとし、

2. 当社は、当社が運用する各種のサーバ（あんしんセキュリティエージェントソフトウェアを含む。以下『当社のサーバ』とします）に、契約者に対してアクセス権限の有無を確かめる機能（以下『パスワード照合機能』とします）を使用する場合があります。パスワード照合機能は、契約者が入力したパスワード等を構成する文字列が、当社が契約者に発行したパスワード等を構成する文字列と一致するときはアクセスの権限があるものとして取扱います。

#### 第12条（当サービスのオプションサービス）

1. 当社は、契約者から特に申出があったときは、当社が提示する条件に承諾する場合のみ当社の定める範囲で別に定めるオプションサービスを第4条の基本サービスに付加して提供します。またオプションサービスにて提供するサービス内容の詳細は、別に定めるものとし、

（1）当社は、本項に基づき当社が定めるオプションサービスの内容を当社が必要と判断した場合、契約者の承諾なしに予告なく変更する場合があります。

（2）契約者は、本項に基づき当社が契約者に提供するオプションサービスの全部又は一部について、いつでもその利用を中止することができます。

（3）前号の場合、契約者は当社の定める方式によってのみ当社に対して当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行うことができます。

（4）契約者は、前号において定めるところによりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、その通知が当社に到達した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失うものとし、

（5）契約者は、本項第2号において定めるところによりオプションサービスの利用の取り止めを行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該オプションサービスを利用することができる期間の満了日までの間のオプションサービスに関する料金の全部又は一部の償還を受けることはできません。

2. 当社は、前項において定めるオプションサービスの設定及び作業対応について、その必要性の有無を適宜、当社によって精査のうえ決定し設定及び作業対応を実施するものとし、契約者はそれを認めるものとし、

3. 当社は、契約者からのオプションサービスの申込みに対し、契約者の当サービスの利用状況において当社の定める一定の条件を充足しない場合は、契約者からのオプションサービスの申込みを受付けない場合があります。

## 第2節 利用契約

### 第13条（契約期間）

1. 当サービスの契約期間は、第17条（利用契約の成立）規定の利用契約が成立した月の1日から12ヶ月間とします。  
2. 契約者が、前項に定める契約期間中に第27条（契約者が行う利用契約の解除）規定の利用契約の解除を行わない限り、当契約は自動的に1ヶ月間更新されるものとし、以後、毎月同様に第27条（契約者が行う利用契約の解除）規定の利用契約の解除を行わない限り、当契約は自動的に1ヶ月間更新されていくものとしします。

### 第14条（利用起算日）

利用期間の起算日は、第17条（利用契約の成立）規定の利用契約の成立となった日とします。

### 第15条（利用契約の単位）

契約者として、当社との間に利用契約を締結できる方は、ひとつの利用契約につき一法人、一団体のいずれかに限ります。

## 第3節 利用申込等

### 第16条（利用申込）

利用契約の申込みをする法人及び団体（以下『申込者』とします）は、当社が別に定める申込に関する資料（以下『申込用紙』とします）に必要事項を記入して当社に提出するものとしします。

### 第17条（利用契約の成立）

利用契約は、前条で申込者が提出した「申込用紙」に対して、当社、及び運営者が承諾を行い、当社、及び運営者が定めた通知手段を用いた承諾の通知をした時に成立します。申込者はこの時点から契約者となります。

### 第18条（申込の拒絶）

1. 当社、及び運営者は、利用契約の申込者が次の項目に該当する場合には、利用契約の申込承諾を行わない場合があります。  
（1）当該申込に係る利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社、または運営者が判断した場合  
（2）第22条（提供の停止）のいずれかの事由に該当するおそれがある場合  
（3）「申込用紙」に偽名などの虚偽の事実を記載した場合  
（4）その他前各号に準ずる場合で、当社、または運営者が利用契約の締結を適当でないと判断した場合  
2. 前項の場合、当社、または運営者は承諾を行わない旨を申込者に通知致しません。

## 第4節 契約事項の変更等

### 第19条（法人又は団体契約上の地位継承）

1. 契約者である法人又は団体の合併により契約者の地位が承継された場合、当該地位を承継した法人又は団体は、速やかに当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとしします。  
2. 前条（申込の拒絶）の規定は前項の場合についても準用します。

### 第20条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称、住所あるいは料金引き落とし口座の利用に関する事項等に変更があったときは、速やかに当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとしします。

### 第21条（契約内容の変更）

1. 契約者は利用契約を申込む際に「申込用紙」に記入した事項について変更があったときは、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届出ることとしします。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行うこととしします。  
2. 契約者は当サービスの契約内容を変更する場合は、当社が別に定める「申込用紙」に必要事項を記入して当社に提出することとしします。  
3. 本条第1項及び本条第2項の契約内容の変更において、当サービスのサービスメニューの内容によっては契約内容の変更ができない場合があることを契約者は認めるものとしします。  
4. 本条第1項及び本条第2項の変更の届出が当社に到達し、且つ、当社が変更の事実を確認するまでは、当サービスの契約内容の変更はないものとして当サービスの提供及び利用契約に関するその他の作業を行います。

## 第5節 提供の停止

### 第22条（提供の停止）

当社、及び運営者は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づく当サービスの提供を何ら事前に通知及び勧告することなく停止することがあります。

（1）利用契約に基づく当サービスの第30条に定める料金等、第33条に定める特別利用料金、第34条に定める遅延損害金を、支払期限を経過してもなお支払わないとき  
（2）契約者が指定した料金引き落とし口座から引き落としができなかった場合  
（3）国内外の諸法令又は公序良俗に反する様態においてサービスを利用したとき  
（4）風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年の利用を制限する情報を流したとき、又はそれに類するかあるいは不適当と当社、及び運営者が判断した情報を流したとき

- (5) 当社、他の契約者又は第三者の著作権、財産及びプライバシーを侵害する場合
- (6) 当社、他の契約者又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (7) 利用契約の「申込用紙」に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (8) 契約者が利用するあんしんセキュリティエージェントソフトウェアのセキュリティホール等に対して、第三者からのハッキング行為等の不正アクセスによって他の契約者に影響を及ぼす恐れがある場合
- (9) そのほか当社が契約者として不適当と判断した場合
- (10) 契約者があんしんセキュリティシステムに対して、許可された通信方法、通信プロトコル以外でアクセスした場合、もしくはアクセスを試みた痕跡が認められた場合
- (11) 契約者が他契約者のあんしんセキュリティエージェントソフトウェア、又はあんしんセキュリティシステムの通信を不当に傍受もしくは傍受を試みた痕跡が認められた場合
- (12) 第5条第4項規定の禁止行為を契約者が行った場合
- (13) 契約者が運営者による、当サービスの禁止事項を行った場合

#### 第23条（提供の緊急停止）

当社専有サーバサービスをご利用の場合、本条項が適用されます。

1. 当社、または運営者は、契約者が当サービスの利用に伴う契約者のシステム及び CGI、perl、PHP、JAVA 等のプログラム等（以下、「契約者のシステム」とします）の利用によって、著しい負荷や障害が発生し、正常なサービス提供が行えないと判断した場合、契約者のシステムを強制的に緊急停止する場合があります。契約者はこれを認めるものとし、このような緊急停止が法的に合法的でかつ技術的に正しい内容で行われ、当社、または運営者の定義するいずれの禁止事項にも抵触しないものであっても、当社、または運営者の事由に基づく緊急停止を認めるものとしします。
2. 当社、及び運営者は、契約者が当サービスの利用に伴う契約者のシステムの稼働において、契約者、当社又は第三者に著しい損害を受ける可能性を認知した場合、契約者に通告なく、システムの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このような緊急停止があることを認めるものとしします。
3. 当社、及び運営者は、当サービスの利用に伴うシステムの稼働において契約者が著しい損害を受ける可能性を認知した場合、契約者に通告なく、システムの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このような緊急停止があることを認めるものとしします。
4. 当社、及び運営者は、契約者側の当サービスの緊急停止要請に関しては、本条第1項、第2項、第3項の場合を除いて、原則としてこれを受付けないものとしします。

#### 第24条（提供の中止）

1. 当社、及び運営者は次の各号に該当する場合には利用契約に基づく当サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) 当社、又は当社が利用する電気通信設備の保守上又は工地上やむを得ないとき
  - (2) 当社、又は当社が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき
  - (3) 第25条（提供の廃止）の規定によるとき
  - (4) 第1種電気通信事業者又は国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより利用契約に基づく当サービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社、または運営者は前項各号の規定により当サービスの提供を中止するときは、事前にその旨を契約者に当社の提供する手段により通知又は発表します。ただし、緊急時もしくはやむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第25条（提供の廃止）

1. 当社は、都合により契約者に提供している当サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により当サービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止の2ヶ月前までに当社の提供する手段によりその旨を通知します。

### 第6節 契約の解除

#### 第26条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は第22条（提供の停止）の規定により、利用契約に基づくサービスの利用を停止された契約者が、速やかにその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、契約者が第22条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事由が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められる時は、前項の規定に係わらず当サービスに対し第22条（提供の停止）規定の提供の停止をすることなく利用契約を解除します。
3. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には契約者に何らの通知または催告せずに、当サービスに対し第22条（提供の停止）規定の提供の停止をすることなく利用契約を解除します。
  - (1) 本約款に違反し当社より相当期間を定めて催告されたにもかかわらず正しくないとき
  - (2) 正当な理由無く期間内に本約款を履行する見込みが無いと認められたとき
  - (3) 当社に重大な損害を与え、または重大な危害を及ぼしたとき
  - (4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
  - (5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立てがあったとき
  - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (7) 振り出しまは引き受けた手形、小切手が不渡りになったとき、または支払の停止があったとき
  - (8) 法的倒産手続きによる手続き開始の申し立てがあったとき、または清算手続きに入ったとき
  - (9) 支払停止、支払不能等の事由が生じたとき
  - (10) 合併、解散または営業の全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (11) 財産状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
  - (12) その他前各号に準ずるような本約款を継続し難い重大な事由が発生したとき
4. 当社が本条において定める解除を行ったときは、その利用契約は、その解除の通知が契約者に到達した日をもって終了するものとしします。
5. 当社は本条において定める解除を行った場合であっても、その契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとしします。
6. 当社は契約者の利用しているサーバを運用維持できないと判断した時は解約もしくは一部解約をすることにより対応すること

があります。

#### 第27条（契約者が行う利用契約の解除）

1. 契約者は、当社所定の方法により当社に当サービスの解除を申出ることによって利用契約を解除できることとします。
2. 前項に定める利用契約の解除は、契約者が当サービスの解除の申出をし、それを当社が受理した月の翌々月末をもって成立するものとします。
3. 本条第1項において、利用契約の解除の効力が生じる日を、契約者の希望により、通常、前項にて定める利用契約の解除の効力が生じる日の月以降に指定した場合、その指定した月の月末をもって利用契約の解除が成立するものとします。
4. 契約者は、本条第1項、本条第2項、本条第3項の規定にかかわらず、第24条（提供の中止）第1項の事由が生じたことにより当サービスを利用することができなくなった場合において、当サービスに係わる契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。当該解除の効力は当該通知が当社に到着した日にその効力が生じるものとします。
5. 第25条（提供の廃止）第1項の規定により当サービスが廃止されたときは、当該廃止の日に当該サービス契約が解除されたものとします。
6. 契約者は、第2条の規定に基づく本約款の変更を承諾できない場合にも、当該契約を解除することができます。当該解除の効力は当該通知が当社に到着した日にその効力が生じるものとします。
7. 当社は、本条に定める利用契約の解除により、契約者が利用していたあんしんセキュリティシステムに対する利用契約の解除に関するデータ削除等の作業（以下『利用契約解除作業』とします）を利用契約の解除となった月内の当社指定の日に行います。尚、契約者が管理するサーバー上に導入されたあんしんセキュリティエージェントソフトウェアについては、契約者の責任において利用契約解除作業を行うこと。

#### 第28条（契約終了時のデータ等の取扱い）

利用契約が終了した場合、終了事由の如何に係わらず当社は契約者に対して、契約者が利用していたあんしんセキュリティエージェントソフトウェア内のデータ、ソフトウェア等についての返還義務及び保管義務を負わず、これらを任意に削除できるものとします。尚、契約者が管理するサーバー上に導入されたあんしんセキュリティエージェントソフトウェアについては、契約者の責任において利用契約解除作業を行うこと。

#### 第29条（サポート）

当社は利用契約に基づき契約者に提供する当サービスの問い合わせについて、当社が別に定める時間内に限り、当社ならびに運営者より回答するサービス（以下、「サポート」とします）を提供します。ただし、当社が別に定めるサービスプランについては、この限りではありません。

## 第7節 料金等

#### 第30条（料金等）

1. 利用契約に基づく当サービス利用の対価（以下『料金等』とします）は以下の項目からなります。尚、以下については、第12条（当サービスのオプションサービス）にて利用されることにより発生する対価を含む。
  - (1) 契約者が当サービスを受けるにあたって支払う手続き費（以下『初期費用』とします）
  - (2) 契約者が当サービスを受けるために当社にて構築する費用（以下『構築費』とします）
  - (3) 契約者が利用契約に基づく当サービスを利用した対価として支払う1ヶ月毎の費用（以下『月間利用費』とします）
  - (4) 契約者が利用契約に基づく当サービスの監視・運用の対価として支払う1ヶ月毎の費用（以下『月間運用費』とします）
  - (5) 契約者が利用契約に基づく当サービス利用の対価として支払う1ヶ年毎の費用（以下『年間費用』とします）
  - (6) 契約者が利用契約に基づく当サービス利用の対価として支払う本項第1号、第2号、第3号に該当しない費用（以下『その他費用』とします）
2. 前項に定める料金等は別に定めるものとします。また、当社は契約者の承諾無く料金等を改訂することがあります。
3. 契約期間中に利用契約の解除があった場合、支払い済みの料金等の返還を受けることができないものとし、契約期間の満了までに発生する料金等を契約者は当社に対し支払うものとします。
4. 当サービスの契約内容の変更によって、月間利用費、月間運用費、年間費用及びその他費用の増加及び減少（以下『変更による費用増減』とします）が発生する場合、契約者が当サービスの契約内容の変更を依頼した「申込用紙」もしくは当社が指定した方法で当社が受理した時点から、当サービスの契約内容の変更に伴う新しい料金等が適応されます。
5. 本条第4項において、契約者が、変更による費用増減が発生する契約内容の変更を、その変更に伴う新しい料金等が適応されるまでの期間にキャンセルした場合、契約者はその変更に関して発生した料金等の支払義務を負うものとします。
6. 契約者は、如何なる場合であっても既に当社に支払った所定の料金等の償還を受けることはできないものとします。

#### 第31条（契約者の支払義務）

1. 契約者は、当社に対し前条に定める料金等を当社の規定する方法で支払うものとします。
2. 前条に定める初期費用、構築費、月間利用費、月間運用費、年間費用、その他費用の支払い義務は、第17条（利用契約の成立）の規定により利用契約が成立したときに発生します。ただし初期費用及びそれに準ずる費用はいかなる場合でもお返しいたしません。
3. 当社が当サービスに対し、第22条（提供の停止）規定の提供の停止を行った場合における当該停止期間の月間運用費、月間利用料、年間費用は、サービス提供があったものとして取扱います。
4. 当社が当サービスに対し、第23条（提供の緊急停止）規定の提供の緊急停止、第24条（提供の中止）規定の提供の中止、第25条（提供の廃止）規定のサービスの廃止を行った場合において、利用不能期間が発生した場合、運営者が当社に補償する金額の範囲内で、別途当社にて検討した後に、料金を返却する場合があります
5. 当サービスの利用及びその料金の支払いに際して生じる公租公課等については契約者がこれを負担するものとします。
6. 銀行振込手数料及び料金の支払いに際して生じるその他の費用については、契約者がこれを負担するものとします。

#### 第32条（料金等の請求期間及び支払期日）

1. 料金等は当社の指定する方法により当社から契約者に請求するものとします。
2. 当社は、契約者からの利用契約の申込用紙を受理後、契約者に対して料金等の請求を適宜必要な時に行います。
3. 契約者は本条第1項、本条第2項の定めるところにより料金等の請求を当社より受けた場合、請求書に指定する支払期限まで

にその料金等を支払うものとします。

### 第33条（特別利用料金）

契約者は、料金等を不法に免れた場合は、その免れた額の2倍に相当する額を特別利用料金として別途、支払うものとします。

### 第34条（遅延損害金）

契約者は、料金等又は特別利用料金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

### 第35条（消費税）

契約者が当社に対し利用契約に基づく支払いを行う場合において支払いを要する額は、別に定める料金等の額に消費税相当額を加算した額となります。

## 第8節 雑則

### 第36条（機密保持）

- 当社及び契約者が相手方に対して開示する機密情報を機密保持義務の対象とします。
- 前項の機密保持の対象事項において、当社及び契約者は本条に定める各項を遵守し、これを機密に保持するものとします。また、契約内容の範囲を超えての使用を禁止します。尚、契約者の申込み情報は運営者にも通知されるが、この情報については、運営者の責により管理されるものとし、当社はその責を負わない。
- 次の各号に掲げる情報は機密情報に該当しないものとします
  - 相手方から開示される前に既に保有していた情報。
  - 相手方から開示以前に公知であった情報及び開示後に公知となった情報
  - 相手方から開示時後に機密保持義務に違反しない第三者から正当に取得した情報
  - 法令に基づき官庁又は裁判所から開示を義務付けられた情報
- 当社及び契約者は、機密保持義務を履行するために情報取扱責任者を定めます。当社から連絡ない場合は当社の代表者の指定したものとなります。また、契約者からの通知がない場合は契約者の法人及び団体の代表者を情報取扱責任者とします。
- 前項の情報取扱責任者は2名までとします。
- 機密資料は下記のように取扱うものとします。
  - 当社及び契約者は、相手方の承諾を得ることなく機密資料を複製することはできないものとします。相手方の承諾を得て複製する場合、当社及び契約者の情報取扱責任者は、その複製部数、枚数を確認し、複写ミス等の不要資料を完全に廃棄するものとします。
  - 当社及び契約者は、室内の施錠のできる保管場所に機密資料を厳重に保管するものとします。
  - 当社及び契約者の情報取扱責任者は、責任をもって機密資料の管理を行うものとします。
  - 当社及び契約者は、当サービスの担当者以外に機密資料、及びその内容を開示又は取扱わせることはできないこととします。
  - 当社及び契約者は、音声又は画像により知り得た機密情報を関係者以外に漏洩してはならないものとします。
- 当社及び契約者は、本条第6項以外の取扱をする場合、相手方に対し事前に承諾を求めるものとします。
- 当サービスが完了した場合、相手方から開示された機密情報、機密資料に対して速やかに使用を中止し、相手方に返却するものとします。返却方法については下記の通り取扱うものとします。
  - 当社及び契約者は、相手方が機密資料の返却を求めた場合、速やかに返却するものとします。尚、返却を求めなかった場合は、情報漏洩を防止する安全対策を講じ、且つ適切な方法で速やかに破棄するものとします。
  - 当社及び契約者は、当サービスの関係者以外に機密情報を開示、提供してはならないものとします。
  - 当社及び契約者は、相手方より本項第1号、本項第2号の事項を厳守できている旨を証明する書面の発行を求められた場合、速やかに対応するものとします。
- 本条に定める内容は、機密情報に係わる発明・考案・商標・ノウハウ等の実施権、又は著作物等の使用権の譲渡又は許諾を認めるものではないものとします。
- 本条の内容についての効力は本約款締結日から発生するものとし、当サービス完了後も存続するものとします。
- 当社及び契約者は、機密情報を取扱うに当たり、個人情報の保護に関する法律（改正された場合には改正後のものを含みます。以下「個人情報保護法」といいます）その他下記に定める法令等を遵守しなければならないものとします。
  - 個人情報の保護に関する法律施行令（改正された場合には改正後のものを含む）
  - 本項第1号に定める他、個人情報保護法に関連する法令等で、当社及び契約者に適用される法令等（新たに制定された法令等、法令等が改正された場合には改正後のものを含みます。以下本項において同じ）
  - 個人情報保護法に関し主務大臣が定めたガイドラインで、当社及び契約者に適用されるもの
  - 当社及び契約者が所属する団体が定めた情報の取扱いに関する自主ルール
  - 当社及び契約者は相手方に対し、個人情報を委託、提供、貸与する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならないものとします。
  - 当社及び契約者が、相手方に委託、提供、貸与する全ての個人情報は、情報主体から個人情報を相手方に委託、提供、貸与することについて同意を得ている必要があり、相手方が新たに情報主体に対し同意を得る必要がないものとします。
  - 当社及び契約者は、相手方より個人情報の委託、提供、貸与を受けた場合、情報取扱責任者に対し、個人情報についての教育を継続的に実施するものとします。
  - 当社及び契約者は、相手方より個人情報の委託、提供、貸与を受けた場合、個人情報の紛失、盗難等の事故が発生した時点で直ちに相手方に報告するものとします。
- 当社及び契約者は、相手方が承諾した外注業者以外の者に、当サービスに係わる機密情報を開示してはならないものとします。
- 当社及び契約者は、相手方が承諾した外注業者に当サービスの全て又は一部を再委託等する場合、当該外注業者との間に本約款と同等の機密保持措置を締結し、その機密保持状況について継続的に管理するものとします。
- 当社及び契約者は、機密資料を取扱う役員及び従業員に、本約款の内容について十二分に理解させるものとします。
- 前項において、当社及び契約者の機密情報を取扱う役員及び従業員は、在職中及び退職後も機密保持義務を負うものとします。
- 当社及び契約者は、機密情報を取扱う役員及び従業員又は取扱った元従業員が機密情報を漏洩する行為を行った場合、それ

ぞれの責任を負うものとします。

17. 契約者からのパスワード等の問合せに関しては、別途当社の定める通信方法によってのみ回答するものとし、即時の回答ができないことがあることを契約者は認めるものとします。

18. 契約者と当社は、機密保持に関して本条に定める内容以外の事項が必要な場合、別途、機密保持契約を締結することとします。

#### 第37条（利用不能の場合におけるサービス費用等の返却）

1. 当社は、利用契約に基づき当サービスの提供において、当社の責に帰すべき事由により利用が全くできない状態が生じた場合、運営者が当社に補償する金額の範囲内において、別途当社にて検討した後に、料金を返却する場合があります。ただし、契約者は当該請求をなし得ることとなった日から4週間以内に当該請求をしなかったときはその権利を失うものとします。

2. 利用契約成立後、当社と契約者で協議の上、想定した当サービスの利用開始予定日に当社都合により間に合わない場合は、運営者も含めて別途協議の上、適切に対応するものとし、料金等の返却は行いません。

3. 本条第1項、本条第2項の規定は第1種電気通信事業者又は国外の電気通信事業者の責に帰すべき場合を除きます。

4. 運営者による品質保証制度（SLA）が定められている場合、その適用除外となるものは、当社においても、その品質に合わせた提供となり、それ以上の責任を負わないものとします。

#### 第38条（契約者の義務）

1. 契約者が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

2. 契約者は当社コンピュータ設備への不法侵入・情報破壊行為、情報盗難行為等のいわゆる「クラッキング」行為を認識した場合は、速やかに当社に届出るものとします。

3. 契約者はいわゆるクラッキング行為をしてはならないものとします。

4. 契約者は当サービスの利用に関して当社によってその利用方法が不適切であると判断された場合には、当社の技術上あるいは運用上の勧告に従い適切な対処を行うものとします。

5. 契約者は所謂「ネチケット」と呼ばれる、所謂インターネットの利用上の慣習において、故意的に迷惑行為を行わない常識的な振る舞いに従って利用し、その他の利用顧客を含む第三者と共有するインターネットを相互に快適に利用することに努めるものとします。

6. 契約者は当社のサーバ又はその他の設備に過大な負荷を与えるような方法で当サービスを利用してはいけません。

7. 契約者は、当サービスを利用して、法令により禁止されている行為もしくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

8. 契約者は、当サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

#### 第39条（免責）

1. 当社は、契約者が利用契約に基づく当サービスの利用に関して損害を被った場合でも、当社は損害賠償責任その他何ら責任を負わないものとし、原則として、契約者からの一切の損害賠償請求を受けけないものとします。

2. 当社は契約者が当サービスの利用によって第三者との間で法律的又は社会的な係争関係に置かれた場合でも、これらの係争について当社は損害賠償責任その他何ら責任を負わないものとします。

#### 第40条（損害賠償）

当サービスの利用に関し、本約款に基づき当社が損害賠償責任を負う場合、当社は契約者に現実に生じた通常の直接損害に対して、通常のアんしんセキュリティエージェントソフトウェアを利用した場合に要する月間運用費の1ヶ月分を限度額として賠償責任を負うものとします。但し、逸失利益及び間接損害等の特別の事情により生じた損害については、当社は賠償責任を負いません。

## 第9節 その他

#### 第41条（ソフトウェアの使用条件の遵守）

契約者は、当サービスの利用に関して当社から販売するソフトウェアを利用する場合には、当社、及び運営者がそのソフトウェアに関して別途定める使用条件を遵守するものとします。

#### 第42条（第三者への業務委託）

1. 当社は、当サービスの業務を行う上で当社が適正と判断した第三者に当サービスの業務の全部又は一部を委託する場合があります。契約者はそれを認めるものとします。

2. 前項に定める内容において、当社は契約者が当サービスの申込み時に開示した情報を第三者へ開示することがあるものとし、契約者はそれを認めるものとします。

#### 第43条（クーリングオフ）

契約者が、当社の当サービス用WEBサイトより当サービスをお申込み又は利用契約の締結をされた場合、お申込み日を含めて8日間は当該利用契約の申込みの撤回又は当該利用契約の解除を当社所定の方法により行うことができます。

#### 第44条（当社からの連絡）

1. 当社は、当サービスを契約者に提供するにあたり、必要があるときは当社が適宜定めた通知手段を用いて契約者に対して一定の事項について連絡を行うことがあります。

2. 当社が契約者に連絡する事項は、当社が当サービスを契約者に提供するために必要なものです。従って、当社が契約者に連絡した事項に当サービス利用上の問題となる点、不明な点があるときは、契約者は速やかに当社に申出ることとします。

3. 当社は、当社が契約者に連絡する事項の内容を契約者が理解しているものとして当サービスの提供及び利用契約に関する作業を行います。

#### 第45条（当社からの問い合わせ）

1. 当社は、当サービスを契約者に提供するにあたり、必要な手続きがあるときは当社が適宜定めた通知手段を用いて契約者に対

して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。

2. 当社が契約者に問い合わせする事項は、当社が当サービスを契約者に提供するために必要なものです。従って、当社が契約者に問い合わせた事項に当サービス利用上の問題となる点、不明な点があるときは速やかに当社に問い合わせてください。

3. 当社は、当社が契約者に問い合わせを行った日から1ヶ月を経過しても契約者が当社に対して必要な応答を行わず、このために当社が当サービスを契約者に提供するにあたり作業を行うことができないときは、契約者に対する当サービスの全部又は一部の提供を取り止めることがあります。

#### 第46条（準拠法）

当利用契約の準拠法は、日本国の法令とします。

#### 第47条（裁判管轄）

当利用契約に関する訴えについては、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

#### 第48条（紛争の解決のための努力）

当利用契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

付則（2017年7月31日作成）

付則（2017年10月1日改訂）

本約款は、2017年10月1日に改定し、即日実施します。



## 利用規約

本規約は、日本事務器株式会社（以下「運営者」といいます。）が提供する第1条所定の本サービスを、利用するにあたっての利用条件等を定めたものです。利用者は、本規約に定めるところに従って本サービスを利用するものとします。本サービスの利用を開始された時点で、利用者は本規約の条件に承諾したものとみなします。

### 第1条（用語の定義）

1. 本規約において使用される用語は、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 「本サービス」とは、「サーバセキュリティあんしんプラス」と称する運営者のサービスをいい、その詳細は、別途運営者が利用者に提示し特定するサービス仕様書（以下「サービス仕様書」という）で定めるとおりとします。
  - (2) 「サービスプロバイダ」とは、本サービスの提供に必要なクラウドコンピューティング環境を運営者に提供する事業者および本サービスの運営に必要なコンテンツを提供する事業者をいいます。
  - (3) 「ユーザ機器」とは、サーバコンピュータ、パーソナルコンピュータ、スマートデバイスその他の電子端末、ルータ等のネットワーク通信回線用ハードウェア、LAN 環境用の配線設備、その他利用者が本サービスを利用するために保有または準備する設備一式をいいます。
  - (4) 「サービス提供機器」とは、本サービスを利用者に提供するために必要な、運営者が保有または準備するサーバコンピュータ、通信機器その他の設備一式（運営者がサービスプロバイダから利用提供受けるクラウドコンピューティング環境を含む）をいいます。

### 第2条（サービス仕様）

1. 本サービスの内容等は、本規約で定める他、サービス仕様書に記載のとおりとします。なお、本規約とサービス仕様書の記載内容が異なる場合には、サービス仕様書を優先して適用するものとします。
2. 本サービスの内容およびサービス仕様書の内容は、必要に応じて変更されることがあります。当該変更は、運営者が適当と判断する方法で、利用者に通知を発信することにより効力を発するものとします。

### 第3条（主任担当者）

1. 利用者は、本契約締結後速やかに、本サービスの円滑な利用を目的として主任担当者1名を定め、連絡窓口に関する情報を運営者に通知するものとします。当該主任担当者の変更を行った場合も同様とします。
2. 利用者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービスの遂行に関する運営者からの指示等の受理および運営者への依頼、その他運営者との連絡、確認等を、原則として主任担当者を通じて行うものとします。

### 第4条（利用の開始）

1. 利用者は、サービス利用開始日までに、ユーザ機器に本サービスの提供を受けるのに必要な設定を施すものとします。サービス利用開始日および当該設定は、別途運営者から指示されます。
2. 本サービスが利用可能となったか否かについては、運営者から提供されている管理用のツール（以下「管理ツール」という）を用いて確認できます。設定を施したにもかかわらず本サービスが利用可能とならない場合、利用者は直ちに運営者にその旨通知するものとし、両者で協議のうえ必要な対応を実施するものとします。

### 第5条（利用地域）

1. 利用者は、本サービスを、日本国内において非独占的に利用できるものとします。

### 第6条（運営管理）

1. 本サービスにおける、定期または不定期のコンピュータウィルス等脅威の確認、脅威が確認された際の対処方法の選択、定期的に運営者から提供されるワクチンプログラムの適用状況管理等、本サービスにかかる日々の運営上の管理は、利用者において管理ツールを用いて実施するものと、運営者は、管理ツールの操作方法その他当該管理業務に必要な情報を、利用者適宜提供するものとします。

### 第7条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり次の各号の一に該当する行為またはその虞のある行為を行ってはならないものとします。

- (1) サービス提供機器に、コンピュータウイルス等有害なコンピュータプログラムを送信または書き込む行為。
  - (2) 不正アクセスその他本サービスの運営を妨げる行為。
  - (3) 実在または架空の第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
  - (4) 本契約に基づいて生じる権利、義務の第三者への継承、譲渡、およびそれに類する行為。
  - (5) 本契約またはサービス仕様書で規定する利用方法とは異なる利用行為。
  - (6) 本サービスを不正にまたは第三者のために利用する行為。
  - (7) 政治活動またはこれに類する目的のために本サービスを利用する行為。
  - (8) 公序良俗に反する内容の情報、文章または画像を他人に公開するために本サービスを利用する行為。
  - (9) 法令、条例に違反する行為。
  - (10) その他本サービスの運営に支障が生じると運営者が判断した事項。
2. 運営者は、前項各号に掲げる行為があったものと確認した場合には、前項各号にかかる情報の全部または一部を、運営者が別途定める手続に従い削除する他、本サービスの全部または一部を停止することができるものとします。その場合運営者は、事前に利用者に通知するものとします。ただし、緊急止むを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第8条（一時停止）

1. 本契約およびサービス仕様書に特段の定めがある場合を除き、利用者は、次の各号の一に該当する場合には、運営者が、本サービスの全部または一部の提供を停止する可能性があることを予め了承するものとします。
  - (1) サービスプロバイダその他本サービスに利用されるインターネット関連の通信事業者またはサービス事業者が、本サービスの提供に必要な設備の保守、点検、変更を
  - (2) 行う場合またはサービスを停止した場合
  - (3) サービスプロバイダの設備等に予期せぬ障害が発生した場合
  - (4) 第三者による妨害行為（データまたはプログラムのハッキング、改ざん、破壊等）等により、本サービスの提供が困難な場合
  - (5) サービス提供機器に予期せぬ障害が発生した場合
2. 運営者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、またはそのおそれがある場合、災害の予防、救援、交通、通信もしくは電力供給等公共の利益の確保または秩序の維持・回復のために必要かつ緊急を要すると判断される場合、本サービスの提供を停止することができるものとします。
3. 運営者は、前各項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、予めその旨を電子メールにより利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ないと判断し得る場合はこの限りではありません。

#### 第9条（提供の中止）

1. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合、運営者が、本サービスの全部または一部の提供を中止する可能性があることを予め了承するものとします。
  - (1) 利用者が本サービスにかかる費用、利用料金その他の債務の全部または一部を弁済しない場合
  - (2) 利用者が本契約に違反した場合
  - (3) 利用者または第三者による、コンピュータウイルスの頒布、コンピュータの脆弱性を利用した電気通信設備の支配、迷惑メール送信等の踏み台行為、DoS 攻撃等により、本サービスの提供その他運営者の業務遂行に著しい支障を来たした場合、またはその虞のある場合
  - (4) その他上記各号に類似する事態が認められた場合
2. 運営者は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合には、予めその理由ならびに提供中止を実施する期日または中止期間を、電子メールその他の方法により利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。
3. サービスプロバイダが本サービスに必要なサービスの提供を終了した場合またはサービスプロバイダがユーザ向けのワクチンプログラムその他の情報の提供を停止した場合、本サービスも終了するものとします。この場合、運営者は、当該終了により利用者が被る一切の損害について、何らの責任を負わないものとします。
4. 前各項の他、運営者は、事由の如何にかかわらず、3ヵ月前までに利用者に明示の方法で通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。

#### 第10条（著作権等）

1. 本サービスおよびこれに関わるソフトウェア、ドキュメンテーションに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的所有権は運営者または当該ソフトウェア等の権利者に帰属します。

#### 第11条 (サービス品質の維持)

1. 運営者は、本サービスの品質を維持するために、合理的な範囲で次の各項の事項を実施するよう努力します。ただし、その完全性に関しては、一切の保証は行いません。
  - (1) 利用者がユーザ機器に保管するデータ（以下「利用者データ」という。）の適正な保管、管理
  - (2) サービス提供機器のうち運営者が保有管理しているものの維持、保守

#### 第12条 (責任の制限)

1. 運営者は、本サービスが、理由の如何を問わず、ユーザ機器に対する不正アクセスその他サービス内容（本サービスに使用されるシステムおよび自動的なバージョンアップやプログラム修正による不具合、日本国外での利用を起因とする不具合、遅延や検索サービス上の問題などを含むがこれに限定されない。本条において以下同様とする。）の完全性について、何ら保証するものではないことを確認します。
2. 本サービスの利用に起因して利用者その他第三者に生じた一切の損害および逸失利益に関して、運営者は、一切の責任を負わないものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、本サービスの提供に関連して運営者が利用者に対して損害賠償責任を負う場合、その責任の範囲は、利用者が現実に被った直接かつ通常の損害を対象とし、その賠償金額は、いかなる理由であっても直近の1ヶ月分に相当する利用料金を上限とします。
4. 運営者は、本サービスの利用によって利用者において一定の目的・成果を達成することを保証するものではありません。

#### 第13条 (再委託)

1. 運営者は、自己の責任と判断により、本サービスの提供のために必要な業務の全部または一部を第三者に再委託することができます。
2. 運営者は、前項に基づき本サービスの提供にかかる業務を第三者に再委託した場合、当該第三者に本契約に基づく一切の義務を遵守させると共に、当該第三者の行為につき利用者に対し一切の責任を負うものとします。

#### 第14条 (個人情報の取扱い)

1. 運営者は、本サービスの提供に関連して利用者から収集した個人情報を、運営者が定める「個人情報保護方針」（「<http://www.njc.co.jp/policy/index.html>」に掲載します。）および「個人情報の取り扱いに関して」（「<http://www.njc.co.jp/policy/handling.html>」に掲載します。）（以下、両規定を併せて「個人情報保護方針等」といいます。）に従い、適切に取り扱います。
2. 運営者は、本サービスの提供に必要な範囲で、利用者の個人情報を再委託先その他の第三者に開示することができるものとします。また、当該開示先の第三者は、本サービスの提供に必要な範囲で、利用者の個人情報を更なる第三者に開示することができるものとします。なお、いずれの場合であっても、開示当事者は、開示先に対し個人情報保護方針等を遵守させるものとし、本サービスの提供に必要な範囲を超えて個人情報を利用させないものとします。

#### 第15条 (秘密保持)

1. 利用者は、本サービスの提供に関連して運用者から秘密である旨明示の上開示された運用者の技術上、販売上その他業務上の秘密に関する情報を、本サービス提供終了後も3年間は第三者に対して開示、漏洩してはならず、また、開示の目的以外の用途でこれを使用してはならないものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。
  - ① 開示の時点で既に公知のもの、または 利用者の責によらずして公知となったもの
  - ② 開示を行った時点ですでに利用者が保有しているもの
  - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
  - ④ 運営者からの開示以降に開発されたもので、運営者からの情報によらないもの

#### 第16条 (サービス利用期間)

1. サービス利用期間は、第4条に基づき運営者が通知するサービス利用開始日が属する月の1日から12ヶ月間とします。ただし、当該終了日の1ヶ月前までに運営者および利用者のいずれからも相手方に対する書面による本サービス終了の意思表示がない場合には、サービス利用期間は、当該終了日の翌日から1ヶ月間さらに延長するものとし、以降期間満了毎この例によるものとします。
2. 理由の如何を問わず、サービス利用期間の終了後にサービス提供機器に記録されている利用者データその他の情報がある場合には、運営者は利用者何ら通知することなくまた何らの責任を負うことなく、当該情報の一切を削除することができるものとします。これにより利用者何らかの損害が発生した場合でも、運営者は一切免責されるものとします。

#### 第17条（解除）

1. 運営者は、利用者が以下の各号の一に該当する場合には、何らの催告なく直ちに本サービスを停止させ、当該サービス提供にかかる利用者との契約関係を解除できるものとします。
  - (1) 第10条第1項第1号または第3号に該当する場合
  - (2) 本規約の一に違反し、運営者から相当の期間をもって催告を受けたにもかかわらず、なお当該違反を是正しない場合
  - (3) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けた場合
  - (4) 差押、仮差押、仮処分又は租税滞納処分を受け、または会社更生手続、民事再生手続の開始、破産、特別清算もしくは競売を申し立てられ、または自ら会社更生手続、民事再生手続の開始、破産もしくは特別清算の申し立てをした場合
  - (5) 自ら振出し、もしくは引受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
  - (6) その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる場合
  - (7) 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します）である場合または反社会的勢力であった場合
  - (8) 自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供給する等反社会的勢力の維持運営に協力した場合

#### 第18条（裁判管轄）

1. 本規約に関連して運営者と利用者間で生じた紛争については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第19条（規約の変更）

1. 本規約は、事前の通知または承諾なしに改定されることがあります。改定後の条件は、ウェブサイトでの公開など運営者が適当とする方法により通知するものとし、当該通知を発信したときに発効するものとします。

以 上